

写

柏監第185号

平成29年8月29日

柏市長 秋山浩保様

柏市監査委員	下	隆	明
柏市監査委員	高	田	幸男
柏市監査委員	助	川	忠弘
柏市監査委員	中	島	俊

平成28年度柏市健全化判断比率等審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定により審査に付された平成28年度柏市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 2 8 年度

柏市健全化判断比率等審査意見書

柏市監査委員

目 次

平成 2 8 年度 柏市健全化判断比率審査意見	1
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の概要	1
4 審査の結果	1
5 各比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	3
(4) 将来負担比率	3
平成 2 8 年度 柏市資金不足比率審査意見	6
1 審査の対象	6
2 審査の期間	6
3 審査の概要	6
4 審査の結果	6
5 各公営企業会計における資金不足比率の状況	6
平成 2 8 年度 柏市健全化判断比率等審査総括意見	8

平成 28 年度 柏市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 2 条で定義する次の比率（以下総称して「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

平成 29 年 6 月 30 日から平成 29 年 8 月 10 日まで

3 審査の概要

平成 28 年度健全化判断比率の審査は、市長から提出された前記「審査の対象」に掲げる比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数、所管部署から提出された関連資料との突合及び関係職員からの説明聴取等により、以下の視点から行った。

- (1) 健全化判断比率は、法令等に則して正確に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

なお、審査は、前年度の当該審査に係る意見書において付した意見への対応状況を注視するとともに、新たに健全化判断比率の有効性、地方公会計制度導入の評価等の視点を加え行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適

正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる基準として国が定める「早期健全化基準」を下回っていることが認められた。

5 各比率の状況

近年の健全化判断比率の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

	26年度	27年度	28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△4.87)	— (△5.18)	— (△3.71)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△25.00)	— (△25.96)	— (△27.37)	16.25	30.00
実質公債費比率	5.9	5.3	4.3	25.0	35.0
将来負担比率	16.7	1.9	— (△11.3)	350.0	

* 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、黒字収支のため比率は算定されておらず「—」表示となる。参考のため財政部財政課提出「健全化判断比率等監査資料」を基に監査事務局で作成した数値を括弧内に掲載した。

前年度と同様、すべての比率が早期健全化基準未滿となった。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、いずれの会計においても実質赤字及び資金不足が発生せず黒字収支となった。

実質公債費比率は、前年度を1.0ポイント下回る4.3%となり、早期健全化基準(25.0%)を下回った。

(1) 実質赤字比率

一般会計等における実質収支の赤字額が標準財政規模に占める比率、すなわち一般会計等の赤字額が1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示したものであり、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。平成28年度の市の一般会計等の実質収支は2,832,841千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されなかった。

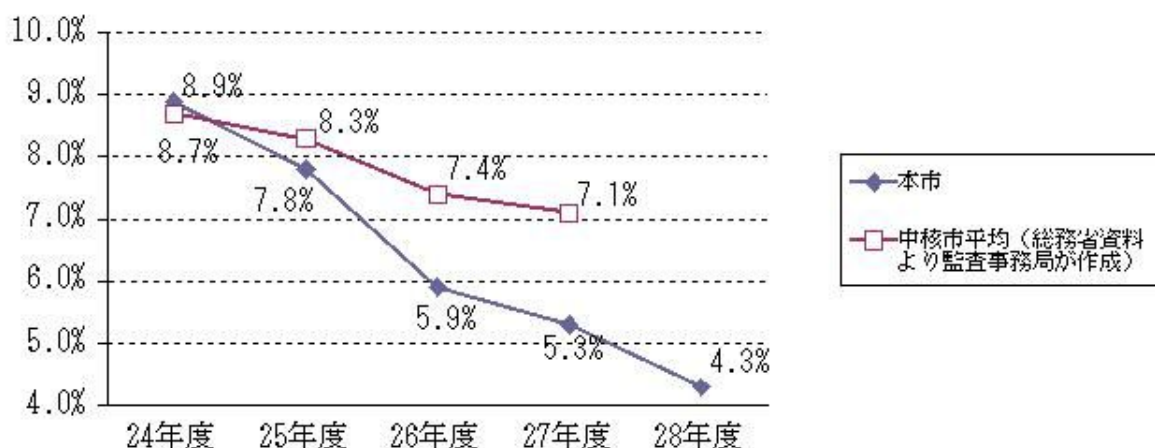
(2) 連結実質赤字比率

市の全会計における実質収支の赤字額（公営企業会計は資金の不足額）の合計が標準財政規模に占める比率，すなわちすべての会計の赤字額が1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示したものであり，地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す指標である。平成28年度の市の実質収支はすべての会計において黒字となり，その実質収支額及び資金剰余額の合計は20,851,183千円となったことから，連結実質赤字比率は算定されなかった。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が決算年度に負担する地方債等の元利償還金及びこれに準ずる経費の合計が標準財政規模（基準財政需要額に算入される公債費等を除く。）に占める比率，すなわち借入金の返済額などが1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示したものであり，地方公共団体の実質的な公債費負担の規模を示す指標である。直近の3か年における算出値の平均により算定した本市の実質公債費比率は，前年度に引き続いて改善し，4.3%となった。

実質公債費比率の推移



(4) 将来負担比率

一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債の総額

が標準財政規模（基準財政需要額に算入される公債費等を除く。）に占める比率，すなわち地方債残高や複数年契約に基づく支払，職員の退職金などが1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示したものであり，地方公共団体の実質的な負債の規模を示す指標である。平成28年度の本市の将来負担比率は，地方債の現在高や債務負担行為に基づく支払予定額などの将来負担額138,180,751千円に対して，財政調整等の基金や都市計画税等の充当可能財源等145,850,946千円が上回ったことから，将来負担比率は算定されなかった。

(参考) 柏市健全化判断比率等の算定対象となる会計の範囲

一般会計等 (普通会計)	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	一般会計等に属する 特別会計	柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計				
		学校給食センター事業特別会計				
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護老人保健施設事業特別会計				
		駐車場事業特別会計				
	公営企業会計	法適用企業	病院事業会計			
			下水道事業会計			
			水道事業会計			
	法非適用企業	公設総合地方卸売市場事業特別会計				
	一部事務組合・広域連合	東葛中部地区総合開発事務組合				
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合						
千葉県市町村総合事務組合						
千葉県後期高齢者医療広域連合						
北千葉広域水道企業団						
地方公社・第三セクター等	柏市土地開発公社					
	柏市まちづくり公社					
	柏市医療公社					
	柏市みどりの基金					
	千葉県土地開発公社					
	千葉県地方土地開発公社					
	千葉県信用保証協会 他					
			↓ 資金不足比率 (会計上)に算定)			

* (出典) 財政部財政課「平成26年度 健全化判断比率等の概要」を基に監査事務局が作成。

平成28年度 柏市資金不足比率審査意見

1 審査の対象

法第22条第2項で定義する資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年6月30日から平成29年8月10日まで

3 審査の概要

平成28年度資金不足比率の審査は、市長から提出された資金不足及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数、所管部署から提出された関連資料との突合及び関係職員からの説明聴取等により、以下の視点から行った。

(1) 健全化判断比率は、法令等に則して正確に算定されているか。

(2) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

なお、審査は、前年度の当該審査に係る意見書において付した意見への対応状況を注視するとともに、新たに健全化判断比率の有効性、地方公会計制度導入の評価等の視点を加え行った。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

また、いずれの公営企業会計における資金不足比率についても、経営健全化計画の策定が義務付けられる基準として国が定める「経営健全化基準」を下回っていることが認められた。

5 各公営企業会計における資金不足比率の状況

資金不足比率は、各公営企業会計における資金不足額が当該公

営企業の事業規模に占める比率，すなわち公営企業の赤字額にあたる部分が公営企業の事業規模に対してどれくらいの割合になるかを示したものであり，公営企業の経営の悪化の度合いを示す指標である。

近年の市の資金不足比率の推移は，次のとおりである。

(単位：%)

	区 分	資金不足比率			経営健全化 基準
		26年度	27年度	28年度	
法 適 用	病 院 事 業 会 計	— (△ 40.6)	— (△ 35.7)	— (△ 40.7)	20.00
	下 水 道 事 業 会 計	— (△ 38.8)	— (△ 40.6)	— (△ 45.4)	
	水 道 事 業 会 計	— (△ 108.7)	— (△ 120.0)	— (△ 130.1)	
法 非 適 用	公 設 総 合 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	— (△ 51.7)	— (△ 58.9)	— (△ 48.1)	

* 資金不足比率は，黒字収支のため資金不足額が発生しなかったため，当該比率は算定されておらず「—」表示となる。参考のため財政部財政課提出「健全化判断比率等監査資料」を基に監査事務局で作成した数値を括弧内に掲載した。

本市において資金不足比率の算定対象となるのは，病院事業，下水道事業，水道事業（以上，地方公営企業法適用）及び公設総合地方卸売市場事業（地方公営企業法非適用）の4事業に係る公営企業会計であるが，すべての公営企業会計において資金不足が発生せず黒字収支となったため，資金不足比率は算定されなかった。

平成28年度 柏市健全化判断比率等審査総括意見

審査の結果，特に付すべきものと判断した事項を，総括意見として次のとおり付記する。

1 地方自治体における財政運営の健全性について

健全化判断比率は，すべての比率が早期健全化基準を下回る結果となった。

しかしながら，実質公債費比率については，ただ減少させるのを目標にすれば良いというものではなく，住民生活の向上や地域経済の発展に即応して，適正な行政水準が確保される必要がある。

先の決算審査では，予算の優先順位の検討を十分行うよう意見を付したところであるが，必要性が高い事業については，その財源として，地方債を活用し，その上で，行政水準の確保に加え，収支均衡や財政構造の弾力性の確保から見た財政運営の健全化を目指されたい。

2 健全化判断比率等の活用について

法の目的は，単に財政再生団体等を洗い出して財政の早期健全化や再生を図ることだけでなく，健全化判断比率の開示の徹底や分析を図ることでもあり，早期健全化基準を下回っている段階であれば，全く問題がないという認識であってはならない。

また健全化判断比率等は，財政状況の把握による早期是正機能や公営企業会計を含め市の財政全体を数値化したストック（負債等）情報として重要なものである。

以上のことを踏まえたうえで，地方公会計による指標の追加や指標の組み合わせによる分析を追加するなど，より総合的な財政分析を進められたい。そして，その分析結果を財政部局にとどめることなく，広く職員の理解につなげ，今後の財政運営に活用されるよう努めるとともに，市民に指標の意味を理解してもらえよう情報開示に工夫されたい。